

平成30年第9回 湧別町農業員会総会議事録

1. 会 期	平成30年9月27日(木)	13時30分 開会 14時20分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	報告第1号 農業委員会事務局職員の任命について	
日 程 第 5	報告第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 6	議案第1号 現況証明願いについて	
日 程 第 7	議案第2号 農地所有適格法人の要件認定について	
日 程 第 8	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	
日 程 第 9	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について	
日 程 第 10	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地の買入協議について	
日 程 第 11	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗		3 欠 番	
5 山崎 幸一		7 友澤 勇司	
9 松橋 聡		11 山口 一行	
13 安藤 弘司	14 秋葉 宏之		16 本間 保利
17 如澤 寿生	18 小崎 勝敏		
	22 鈴木 幹雄		24 島田 宗央
25 吉村 智之			
5. 欠 席 委 員			
2 久保 直之	4 姉崎 淳一	6 関口 哲治	
8 児嶋 和美	10 藤井 浩行	12 中原 修	
15 松浦 敬貴	19 栗田 淳	20 渡辺 健一	
21 越智 淳一	23 長屋 教幸		
6. 事 務 局			
事務局長	松井 薫	主 幹	宮本 則幸
主 任	國分 昌宏		

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から平成30年第9回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、13名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により9番 松橋委員、及び11番 山口委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日とし、報告2件、議案6件を提案したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とし、報告2件、議案6件を提案することに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成30年8月28日に開催されました平成30年第8回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>9月25日(火)議会議場におきまして、平成30年第3回湧別町議会定例会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>本日、平成30年第9回湧別町農業委員会総会を開催しております。 以上、活動状況の報告と致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、報告第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。報告第1号、農業委員会事務局職員の任命について。別紙のとおり、湧別町農業委員会事務局職員の任命があったことを報告するものです。 内容を説明いたしますので議案書の3ページをご覧ください。 住民税務課納税係主任の、國分主任を農業委員会事務局職員に任命し、主任を命じ、また、湧別町農業委員会事務局農地係主任を命ずるものであります。</p>

事務局	<p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これで、朗読説明が終わりました。報告第1号について、発言のあり方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。</p> <p>日程第5、報告第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。報告第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。</p> <p>別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので報告するものです。本総会において2件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をした者、芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は芭露●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は95,406㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年3月29日から平成34年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年8月27日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、2番、利用権の設定をした者、芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は芭露●●番外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は32,522㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年3月29日から平成34年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年8月27日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	これで朗読説明が終わりました。報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。
委員一同	(なしとの声)
議 長	特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
事務局	<p>日程第6、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において4件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の7ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに鷹栖町、●●●●さんです。 土地の所在ですが、計呂地●●番外計2筆で、地目は公簿が牧場で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は12,324㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は如澤委員、栗田委員、長屋委員でございます。 (別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の8ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに北兵村三区、●●●●さんです。 土地の所在ですが、福島●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は9,999㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は久保委員、鈴木委員、島田委員でございます。 (別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の9ページをご覧ください。その3、証明願出人、所有者ともに遠軽町、●●●●さんです。 土地の所在ですが、開盛●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は907㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は秋葉委員、吉村委員、佐藤委員でございます。 (別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の10ページをご覧ください。その4、証明願出人、所有者ともに中湧別南町、●●●●さんです。 土地の所在ですが、中湧別南町●●番●で、地目は公簿が畑で現況</p>

事務局	<p>が農地・採草放牧地以外であり、面積は4,717㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は藤井委員、松浦委員、姉崎委員でございます。 (別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから、議案第1号の質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第1号の採決を行います。 おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の11ページをご覧ください。議案第2号、農地所有適格法人の要件認定について。</p> <p>株式会社 ^{わさみ}和三味について、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人要件並びに農地法関係事務にかかる処理基準における農地所有適格法人の判断基準にある、「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」「農業従事要件」を満たしていると認定するものです。</p> <p>このあと農地利用集積計画でも説明いたしますが、その前に認定をします。</p> <p>まず、新会社であります「株式会社 ^{わさみ}和三味」の概要について若干ご説明をいたします。</p> <p>会社設立は、平成29年2月23日。所在地は東●●番地●で、役員には代表取締役として、緑町の●●●●さんが就任しております。</p>
事務局	<p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	これから議案第 2 号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。
	これから議案第 2 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号は原案の通り可決されました。
	日程第 8、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書 17 ページをご覧ください。議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、別紙の者より農地の使用貸借による権利の設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議し、許可書を申請者に交付することを議決するものであります。
	内容の説明をします。議案書 18 ページをご覧ください。申請者の譲渡人が緑町、●●●●さん、譲受人が東、●●●●さんです。申請地の所在ですが、川西●●番地●外計 2 筆で合計面積は 24,814 m ² です。申請理由は譲渡人が経営移譲、譲受人が経営譲受のためとなっており、権利の種類は使用貸借権で、期間は許可の日から 10 年間となっております。
	(別冊資料 7 ページにより位置説明)
	以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第 3 号の質疑を行います。質疑ございませんか。
鈴木委員	●●●●さんは所在地が「緑町」だが、同じ経営者の●●●●さんは所在地が「東」であるのはなぜか。
事務局	昨年の農地パトロールの際に状況確認した現場であります。新築した構築物の場所が東であるためと思われます。
議 長	ほかにありませんか。

委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書19ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用による権利の設定の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、北海道農業会議に意見の聴取をするものです。なお、北海道農業会議からの許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものであります。本総会において2件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書20ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、申請者の譲渡人が南兵村一区、●●●●さん、譲受人が中湧別南町、●●●●さんです。申請地の所在ですが、南兵村一区●●●●番の内外計5筆で合計面積は14,161.49㎡です。転用目的は砂利採取のためであり、権利の種類は使用貸借権で、事業費は9,005千円であります。転用の理由は本地は砂利層であり生産性が極めて低いことから、地力を増進させるため砂利採取を行うもので、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます (別冊資料8ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、申請者の譲渡人が東、●●●●さん、譲受人が錦町、●●●●さんです。申請地の所在ですが、川西●●●●番の内外計4筆で合計面積は8,925㎡です。転用目的は砂利採取のためであり、権利の種類は使用貸借権で、事業費は7,360千円であります。転用の理由は本地は砂利層であり生産性が極めて低いことから、地力を増進させるため砂利採取を行うもので、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます (別冊資料9ページにより位置説明)</p>

事務局	<p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第10、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書25ページをご覧ください。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地の買入協議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農地の所有者から所有権移転に係る斡旋の申し出があった別紙農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同公社に買入の協議を行う通知をされるよう同法第16条第1項により湧別町長に要請するものです。今回、7件の要請を行います。内容について説明します。</p> <p>議案書26ページをご覧ください。まず、その1です。斡旋申し出者、東芭露、●●●●さん、買入協議に必要な土地ですが、東芭露●●番●外計84筆で合計面積は343,774㎡、斡旋申し出を受けた日が平成30年2月7日、買入協議が必要な理由は、農用地の買入価格において協議の結果、不調のためであります。</p> <p>(別冊資料9-1・10・11・12ページにより位置説明)</p> <p>続いて議案書28ページをご覧ください。その2です。斡旋申し出者、信部内、●●●●さん、買入協議に必要な土地ですが、信部内●●番●外計19筆で合計面積は252,604㎡、斡旋申し出を受けた日が平成30年2月13日、買入協議が必要な理由は、農用地の買入価格において協議の結果、不調のためであります。</p> <p>(別冊資料13ページ・14ページにより位置説明)</p> <p>続いて議案書29ページをご覧ください。その3です。斡旋申し出者、</p>

事務局

上芭露、●●●●さん、買入協議に必要な土地ですが、上芭露●●番●外計32筆で合計面積は179,784㎡、幹旋申し出を受けた日が平成30年3月22日、買入協議が必要な理由は、農用地の買入価格において協議の結果、不調のためであります。

(別冊資料15・16・17ページにより位置説明)

続いて議案書30ページをご覧ください。その4です。幹旋申し出者、川西、●●●●さん、買入協議に必要な土地ですが、川西●●番●外計7筆で合計面積は81,100㎡、幹旋申し出を受けた日が平成30年2月13日、買入協議が必要な理由は、農用地の買入価格において協議の結果、不調のためであります。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続いて議案書31ページをご覧ください。その5です。幹旋申し出者、栄町、●●●●さん、買入協議に必要な土地ですが、川西●●番●外計10筆で合計面積は100,027㎡、幹旋申し出を受けた日が平成30年2月13日、買入協議が必要な理由は、農用地の買入価格において協議の結果、不調のためであります。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続いて議案書32ページをご覧ください。その6です。幹旋申し出者、川西、●●●●さん、買入協議に必要な土地ですが、川西●●番●外計7筆で合計面積は69,443㎡、幹旋申し出を受けた日が平成30年4月17日、買入協議が必要な理由は、農用地の買入価格において協議の結果、不調のためであります。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続いて議案書33ページをご覧ください。その7です。幹旋申し出者、屯田市街地、●●●●さん、買入協議に必要な土地ですが、信部内●●番外計3筆で合計面積は127,957㎡、幹旋申し出を受けた日が平成30年2月13日、買入協議が必要な理由は、農用地の買入価格において協議の結果、不調のためであります。

(別冊資料21ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第5号の質疑を行います。先に30ページその4について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、7番 友澤委員の退席をお願いします。暫時休憩します。

(友澤委員退席)

議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、30ページその4の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。 7番 友澤委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。 (友澤委員着席) 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に議案第5号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第5号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第11、議案第6号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書の34ページをご覧ください。議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が1件、賃借権が4件、使用貸借が1件提出されております。

事務局

内容の説明をしますので、議案書の35ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計2筆で合計面積は1,577.28㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年9月27日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年10月31日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、347,000円でございます。

(別冊資料22ページにより位置説明)

続きまして、議案書の36ページをご覧ください。賃借権でございます。

番号、1番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内外計2筆で合計面積は95,406㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年9月27日から平成34年11月30日までの5年間となっております。賃貸価格は429,000円でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして、2番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番外計4筆で合計面積は32,522㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年9月27日から平成34年11月30日までの5年間となっております。賃貸価格は146,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして、3番、利用権の設定をする者は、東、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●の内外計3筆で、合計面積は46,843.03㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

<p>事務局</p>	<p>ます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、平成30年9月27日から平成40年9月26日までの10年間となっております、賃貸価格は195,000円でございます。</p> <p>(別冊資料23ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、4番、利用権の設定をする者は、東、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、東●●番で、面積は21,567㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、平成30年9月27日から平成40年9月26日までの10年間となっております、賃貸価格は86,000円でございます。</p> <p>(別冊資料24ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の37ページをご覧ください。使用貸借です。番号1番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計17筆で、合計面積は249,584.50㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、平成30年9月27日から平成40年9月26日までの10年間となっております。</p> <p>(別冊資料25ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案6号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。</p>

議 長

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで、平成30年第9回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時20分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長 吉 村 智 之

署名委員 松 橋 聡

署名委員 山 口 一 行